

## 淀川水系流域委員会 第4回環境・利用部会（2003.4.17開催）結果概要

03.5.15 庶務作成

開催日時：2003年4月17日（木） 13：30～16：35

場 所：京都リサーチパーク 地下1階 バズホール

参加者数：委員 22名、他部会委員 1名、河川管理者 16名、一般傍聴者 102名

### 1 決定事項

特になし

### 2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、4/10以降の各部会の状況について説明が行われた。

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

各検討班リーダーから資料2「環境・利用部会の検討班の現状とりまとめ」を用いて、各検討班におけるこれまでの議論内容や今後の課題について報告が行われた。その後、主に各検討班間で相互に関連する問題や個々の具体策について、意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見交換」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

### 3 主な意見交換

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

各検討班リーダーから資料2「環境・利用部会の検討班の現状とりまとめ」を用いて、各検討班におけるこれまでの議論内容や今後の課題について報告が行われた。その後、主に各検討班間で相互に関連する問題や個々の具体策について、意見交換が行われた。

自然環境について

<自然環境を回復する際の基準について>

- ・河川管理者の法的な権力によってさまざまな基準を守らせていくのには限界がある。法律の基準にはない「飲める水」や「魚が棲める水」といった生物指標を達成していくためには、住民活力の利用や企業との契約等の手法による工夫が必要だ。また、河川管理者だけでは達成できない目標は、各官庁や企業で共同体（コンソーシアム）をつくり、流域全体を統合的にマネジメントしていく必要がある。
- ・自然環境を回復していく基準として、過去の環境資源目録（どこに、どのような生物が、どの程度いたか等の記録）を作成した上で、自然環境をどのようなタイムスケジュールで

どの程度まで回復していくのかを考えていけばよい。その際には、自然環境の回復のスケジュールに合わせて5年ごとに期間を区切って、河川敷公園やゴルフ場などの河川利用面も含めて計画を立てる必要がある。

- ・水道の分野では、従来は目標値であった水の色や臭いといった感覚的な項目が水質基準値化されつつある。また、伏流水や地下水を水道水として利用する際にもより厳しい管理が必要となる法律化が進められている。河川や湖沼の水質が保たれなければ、利用者にとって大きなリスクになりかねない。やはり、公共水域においてこれまでの環境基準とは違った水質基準目標が必要になってくるのではないか。
- ・「自然が自然をつくる、川が川をつくる理念」を具体化していくためには、評価するための指標を作っておくべき。そのためにはまず、自然環境について、現在、分かっていること、分かっていないことを整理しておかなければならない。
- ・基準の1つの考え方として、社会的な価値観、考え方をどの程度踏まえるのかが重要になる。生物多様性条約をはじめ、日本にもいろいろな基準の枠組みがある。そういった枠の中に河川整備計画がおさまっているかどうかを検証するのも1つの見方ではないか。
- ・河川環境は、陸の草や木が河川に一方的に入り込まない状態、或いは川床材料が一方的に細かくなならないような状態といったように、現象が一方に進まないような状態が好ましい。この観点から見て、1960年代の河川環境が本当によかったのかどうか、検討してみる必要もある。

#### <自然環境の回復のプロセスについて>

- ・自然環境の回復や修復を行っていく上で、「豊かな生態系を持った川」があれば良い手本になるだろう。そのためには、人間が手を加えない地域（立ち入り禁止区域）を設定することが必要だ。
- ・保全地域を示した琵琶湖淀川水系全体のゾーニングマップの作成が必要だ。そういったゾーニングができれば、地域ごとにどのような利用計画を立てるかを判断する際の一種の基準になっていくだろう。また、各保全区域での今後30年間の自然の再生計画も必要となる。
- ・提言には、「小洪水でも高水敷が冠水するような河道の横断形状にすることが重要である」と記述されているが、冠水による「攪乱」が重要であり、生態系に影響を与える。「冠水による攪乱を受けやすい河道の横断形状」と修正すべき。

#### 水質について

##### <水質管理のあり方>

- ・水質は水だけではなく、底質の砂とセットで考えなければならない。表層に流れている水がきれいでも、生態系にとっては底質による影響も大きい。
- ・水質のモニタリングは、機械に頼るだけではなく、人間の目や舌といった感覚・直観を取り入れることも重要だ。
- ・人間の判断力は、ある意味ですごく正しいが、その反面、油臭い魚を食べ続けると、それが当たり前ようになってしまうということを一方で考えなければならない。
- ・現在の水質の調査項目は非常に限定的。発ガン性物質である多環芳香族はほとんど調査されておらず、水上バイクや漁船等は排ガスの規制もない。より多岐にわたって水質を調査していくべきだ。

< 琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）について >

- ・説明資料(第1稿)には、「琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）を立ち上げて流域内の監視体制や総負荷量管理の実施方策、住民参加を促すための方策等の課題に取り組んでいく」とあり、水質に関する対応をすべてこの組織に投げている印象がある。河川管理者には水質問題に本気で取り組む姿勢が見られない。この協議会をどのようにして具体化していくのか。また、水質汚濁防止連絡協議会や琵琶湖・淀川水質保全機構等の既存の組織との関係を整理する必要もあるだろう。これらの組織の実態も含めて、今後、説明頂きたい。

現時点では、関係省庁と話を詰めて、水質管理協議会の枠をきちっと決め、スタートするという状況にはない。今後、水質管理協議会について河川管理者がどのように考えているのか、また、従来の組織がどのようなことをしているのか等を説明していく中で、ご指摘いただければと思っている。（河川管理者）

現段階では、具体的なところまで決定できていない。説明資料(第2稿)では、できるだけ協議会の内容がわかるような資料を出したい。（河川管理者）

- ・河川には様々な化学物質が流れ込んできており、人間だけではなく、様々な生物への影響が出ている。これまでは人間の生命や健康への影響だけを考慮してきたが、今後は河川に生きている生き物の健康も考えた流域全体での水質マネジメントが必要だ。

< 水質における住民参加について >

- ・住民が河川のことに関心を持ってもらうための環境教育が重要だ。水を汚さないためにそれぞれが家庭でできることに取り組んでもらい、地域の川への関心を持ってもらうことが、やがて住民自らが監視・モニタリングに関与していくことに繋がる。

利用について

< 利用のあり方、目標 >

- ・関係省庁との協定や住民参加によって、少なくとも堤防から 50～100m の範囲での堤内地(河川の外)の利用規制を検討するべきではないか。
- ・泳げる川、遊べる川を実現するためには、親水公園等のハード面の整備だけではなく、しっかりとした安全教育も考えなければならない。
- ・瀬田川の水面利用については、国が率先してしっかりとした利用規制をしていくべきだ。説明資料(第1稿)の23ページでは、瀬田川の水面利用については滋賀県の条例との連携を図って規制を検討するとあるが、滋賀県のレジャー利用規制の条例は評価できる内容ではない。むしろ、国が率先して整備計画の中で水上バイク等の利用規制をしっかりと位置づけていくべき。

< 河川利用の目標・基準 >

- ・利用のところで、今後どうあるべきかといった理念的なものを、共通認識として、河川利用委員会等であっていきべきであろう。
- ・河川敷のグラウンド縮小に向けて、1960年代のグラウンド数を数値目標にしてはどうか。

全体に関する意見

< 具体化に向けてのプロセス >

- ・次回の部会では、整備計画後にモニタリングなどを行う委員会は住民や地域が主役となる

継続的な委員会で行わなければならない。この委員会を実現化していくプロセスについて説明頂きたい。

- ・多様な考え方、知識、技術を生かした住民参加を推進する手段として、住民が環境や生き物に対する意識を高めることができるような、河川条例が必要だ。

#### < 施策・事業の評価 >

- ・資料2の1ページに「説明資料(第1稿)には便益/事業費の評価の観点が欠落している」との意見があるが、これについて確認したい。この意見は環境の修復や保全の効果を金額的に算出せよということなのか。もしそうであればいろいろな手法を使い、仮定をすれば算出はできると思うが、それでよいのか。また、仮に算出して、便益÷事業費が1を割っていたからといって、そのような事業を中止してよいのか。その辺りを議論頂きたい。(河川管理者)

効果を出せというのではなく、どれくらい環境が改善されたのかという評価をすべきだと考えている。環境回復の評価を金銭に換算せよということは個人的には考えていない。例えば、コストと横軸に、回復された環境の評価を縦軸にとった場合、直線の右肩上がりでなく、おそらく頭打ちのカーブかロジスティック曲線のグラフになるだろう。そのグラフにおいてかけたコストに対して最適の効果が得られるようなコストをかければよいのではないか。

環境の評価を定量的に示すのは非常に難しく、アメリカ等では、まず代替案を示し、それぞれに案に対して x といった定性的な評価が行われている。広島市の都市交通のような場合、定量的評価を行っており、原単位の重み付けをどう考えるかによって結果が違ってくるといふ大きな問題があるが、数値的に表現できないことはない。自然環境を考えたときには、便益/事業費の評価を度外視してもやらなくてはならないこともある。

#### < 丹生ダムの検討項目 >

- ・説明資料(第1稿)の4.6.3「各ダムの整備方針」の丹生ダムの中にある「琵琶湖の急速な水位低下を軽減するための容量確保を検討する」の意味が分からない。琵琶湖の水位低下については洗堰操作規則の見直しを提言しており、ダムに頼れとは提言していない。また、万が一頼るにしても、ダム湖の水質の悪化の影響が考慮されていない。再考が必要。

#### < 水陸移行帯の定義について >

- ・提言では「水陸移行帯」という言葉が使われているが、説明資料(第1稿)では「水辺移行帯」で統一されている。どのような意図があるのか、河川管理者にお聞きしたい。

提言にある「水陸移行帯」と同じ意味で記述しており、分けて認識しているわけではない。用語の選択については、ご意見を伺いながら検討していきたい。(河川管理者)  
僅かな増水で川幅が広がっていく、なだらかな浅い部分が水陸移行帯だと考えている。どちらの言葉を使うにせよ、図などを用いてきっちりと定義しておくべき。

- ・資料2の5ページに「今のところ水陸移行帯という区分を新しく設定する予定はない」と河川管理者が答えたように記述されているが、誤解があるといけないので補足説明をしたい。提言には「新たに水陸移行帯という区分を設け、利用を厳しく制限し、保全と再生を

行う」と記述されている。これに対して河川管理者としては、河川の連続性を修復するという考え方から見て、川の中に線引きをして区分することには疑問があったので、説明資料(第1稿)には水陸移行帯という区分の設定については記述しなかった。もちろん、水陸移行帯を大切にしなければならないという考え方については同意しており、提言と一致していると考えている。(河川管理者)

水陸移行帯、いわゆるエコトーンは生物の多様性が集中する場所であり、ある時は水域になり、ある時は陸域になるなど、入れ替わりがある区域なので、ゾーンとして設計するのは難しい。河川管理者の理解と大きくはちがっていない。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。